

別表（第１項、第２項、第４項関係）

人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
人事院規則 8－12 （職員の任免）の運用について （平成21年3月18日人企一532）	第9条関係第3項の認定に関する文書 （人事院規則8－12（職員の任免）第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項第2号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	7年	廃棄
	第9条関係第3項の認定に関する文書 （人事院規則8－12第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項第3号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	6年	
	第9条関係第3項の認定に関する文書 （人事院規則8－12第8条第1項に規定する名簿のうち同規則第14条第1項第3号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	他名簿認定申請書 当該申請に対する認定の文書	5年	

	2 第 8 条第 1 項に規定する名簿のうち同規則第 1 4 条第 1 項第 1 号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。)		
	第 1 8 条関係第 2 項又は第 3 項の協議に関する文書	選考により職員を採用しようとする官職に係る疑義についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	3 年
	第 1 8 条関係第 4 項ただし書の承認に関する文書	選考採用承認申請書 当該申請に対する承認の文書	
	第 1 8 条関係第 7 項、第 1 0 項若しくは第 1 2 項又は第 3 1 条関係第 4 項の報告の文書	障害者活躍推進計画に基づき選考により職員を採用した場合の報告の文書 特定官職への任命結果報告書 協議を行うことなく選考により職員を特定官職に採用した場合の報告の文書 協議を行うことなく	

	特定官職に昇任等させた場合の報告の文書	
第 2 8 条関係第 5 項の協議に関する文書	国際機関又は民間企業に派遣されていた職員等の昇任等の特例に係る別段の定めについての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	
第 4 2 条関係第 3 項の承諾の文書	任期を定めた採用に係る職員の承諾の文書	任期を定めた任用
第 4 2 条関係第 5 項(4)又は第 4 3 条関係第 2 項(5)の承認に関する文書	任期付採用承認申請書 任期付任用更新承認申請書 これらの申請に対する承認の文書	る日に係る特定日以後 3 年
第 4 3 条関係第 1 項又は第 4 6 条の 2 関係の同意の文書	任期の更新に係る職員の同意の文書 任期の更新に係る非常勤職員の同意の文書	
第 9 条関係第 3 項の	他名簿認定申請書	1 年

	認定に関する文書 (人事院規則 8—1 2 第 8 条第 1 項に規定する名簿のうち同規則第 1 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。)	当該申請に対する認定の文書		
「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の合格者を職員として採用する場合の人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 1 8 条第 1 項第 1 0 号の規定による人事院の承認について	第 2 項の報告の文書	国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の合格者を選考により採用した場合の報告の文書	3 年	廃棄

(令和4年 11月25 日人企一 368)				
給実甲第2 8号(一般 職の職員の 給与に関す る法律の運 用方針)	第23条関係第5項 の項第1号の協議に 関する文書	休職前の給与の年額 についての協議の文 書 当該協議に対する回 答の文書	5年	廃棄
給実甲第1 333号 (令和6年 改正法附則 第4条及び 第5条の規	第4の第2項の調書 等	令和6年改正法附則 第4条及び第5条の 規定に基づく号俸の 切替え及び号俸の調 整の算出の過程等を 記した調書	10年	廃棄
定に基づく 号俸の切替 え及び号俸 の調整につ いて)	第3の第3項第2号 又は第5の承認に関 する文書	令和6年改正法附則 第4条及び第5条の 規定に基づく号俸の 切替え及び号俸の調 整に係る俸給関係審 査協議書 当該俸給関係審査協 議書による申請に対 する承認の文書	5年	
	第4の第1項の通知	令和6年改正法附則	通知する	

	書等の写し	第4条及び第5条の規定に基づく号俸の切替え及び号俸の調整の通知の文書の写し	日に係る 特定日以 後5年	
給実甲第1 080号 (指定職俸 給表を適用 する職員に ついて)	第1項ただし書の協議に関する文書	新たに指定職俸給表を適用する職員に係る別段の取扱いについての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	5年	廃棄
給実甲第5 76号(給 与簿等の取 扱いについ て)	第8の各号の調書等 (第1号の調書については、人事交流等による異動者に係るものに限る。)	初任給決定調書 俸給表異動等に伴う再計算調書 昇給に係る決定調書 復職時調整調書 在職者調整調書 俸給の切替調書 扶養手当認定簿 住居手当認定簿 通勤手当認定簿 単身赴任手当認定簿 その他給与の適正な決定及び支給のために作成した調書	10年	廃棄
	第8の第1号の調書	初任給決定調書	離職する	

	(人事交流等による異動者に係るものを除く。)		日に係る 特定日以 後 5 年
	第 9 の第 1 項の承認に関する文書	給与簿の様式等の特例の承認の文書 当該承認の申請の文書	3 年
	第 2 の第 4 項、第 4 の第 6 項又は第 9 の第 3 項の報告の文書	転出元の給与事務担当者に報告され、及び転出先の給与事務担当者に送付された週休日の日数等の報告の文書 職員別給与簿、基準給与簿又は給与支給明細書の様式の特例について承認があったものとして取り扱った場合の報告の文書	1 年
	第 4 の第 6 項の職員別給与簿の写し	転出先の給与事務担当者に送付された職員別給与簿の写し	
	第 4 の第 6 項の超過勤務等命令簿の写し	転出先の給与事務担当者に送付された超過勤務等命令簿の写し	

		し		
	第4の第7項の通知の文書	給与の追給又は返納があった場合における転出先の給与事務担当者への通知の文書		
給実甲第609号（俸給の調整額の運用について）	その他の事項第3項の協議に関する文書	俸給の調整額の取扱い等についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	決定の効力が失われる日に係る特定日以後5年	廃棄
給実甲第65号（人事院規則9—7（俸給等の支給）の運用について）	第13条関係第1号の超過勤務等命令簿	超過勤務等命令簿	6年	廃棄
給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用	第37条関係第20項の記録の文書	職員の昇給の実施状況の記録の文書	10年	廃棄
	第12条関係第2項第3号若しくは第3項、第15条関係第1項第2号（同条関係第2項においてそ	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	

	について)	の例による場合を含む。)、第15条の2関係第4項第2号、第23条関係第3項、第39条関係第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第40条関係第2号又は学歴免許等資格区分表関係第5項の承認に関する文書		
		第37条関係第10項の協議に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書	
		第37条関係第20項の通知の文書の写し	昇給区分をD又はEに決定した場合の人事異動通知書の写し	通知する日に係る特定日以後5年
給実甲第254号(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動し	第3の第1項(第5の第1項において準用する場合を含む。))若しくは第2項、第5の第2項又は第6の第2号の承	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄

た場合の号俸の決定について)	認に関する文書			
給実甲第1306号 (初任給基準を異にする異動等をした博士課程修了者等の号俸の決定について)	第2項ただし書、同項第6号、第3項又は第5項の承認に関する文書	初任給基準を異にする異動等をした博士課程修了者等の号俸の決定に係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄
給実甲第1014号 (経験年数を有する者の初任給の号俸の調整基準の改正に伴う在職者の号俸の決定について)	第6項の調書等	経験年数を有する者の初任給の号俸の調整基準の改正に伴う在職者の号俸の算出の過程等を記した調書	10年	廃棄
	第4項又は第5項の承認に関する文書	経験年数を有する者の初任給の号俸の調整基準の改正に伴う在職者の号俸の決定に係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協	5年	

		議書による申請に対する承認の文書		
給実甲第1 92号（復職時等における号俸の調整の運用について）	第三の承認に関する文書	復職時調整に関する特例の承認の文書 当該承認の申請の文書	5年	廃棄
給実甲第3 27号（免許所有者の経験年数の取扱いについて）	第2項第1号又は第3号の承認に関する文書	免許取得前の経歴の取扱いの承認の文書 当該承認の申請の文書	5年	廃棄
給実甲第1 380号（人事院規則9－8－97附則第3条の規定に基づく号俸の調整について）	第3項又は第4項の承認に関する文書	規則9－8－97附則第3条の規定に基づく号俸の調整に係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年	廃棄
給実甲第1 51号（通勤手当の運	規則第4条関係第1項の確認に関する文書	定期券、契約書、領収書等の写し	確認に係る要件を具備しな	廃棄

用について)			くなる日に係る特定日以後 6年	
	規則第4条関係第4項の通勤手当認定簿の写し	異動後の各庁の長に送付された通勤手当認定簿の写し	1年	
給実甲第1342号 (人事院規則9—24—21(人事院規則9—24(通勤手当)の一部を改正する人事院規則)の運用について)	第1項の通勤手当経過措置支給調書	通勤手当経過措置支給調書	6年	廃棄
給実甲第197号(特殊勤務手当の運用について)	災害応急作業等手当(規則第19条)関係第3項(1)の認定に関する文書	災害応急作業等手当の支給額が加算される区域の認定の文書 当該認定の申請の文書	認定の効力が失われる日に係る特定日以後5年	廃棄

給実甲第1 80号（初 任給調整手 当の運用に ついて）	その他の事項第1項 又は第2項の調書	第一種初任給調整手 当支給調書 第二種初任給調整手 当支給調書	支給しな くなる日 に係る特 定日以後 10年	廃棄
	規則第2条関係第2 項又は規則第11条 関係第2項の通知の 文書の写し	併任官職に係る第一 種初任給調整手当又 は第二種初任給調整 手当の支給の有無の 通知の文書の写し	通知する 日に係る 特定日以 後5年	
	その他の事項第5項 の協議に関する文書	初任給調整手当の取 扱い等についての協 議の文書 当該協議に対する回 答の文書	決定の効 力が失わ れる日に 係る特定 日以後5 年	
給実甲第2 20号（期 末手当及び 勤勉手当の 支給につい て）	第35項第6号又は 第40項ただし書の 協議に関する文書	定年前再任用短時間 勤務職員等であった 期間における期末手 当に係る在職期間及 び勤勉手当に係る勤 務期間の計算につい ての協議の文書 勤勉手当に係る人員 分布率の別段の取扱 いについての協議の	決定の効 力が失わ れる日に 係る特定 日以後5 年	廃棄

		文書 これらの協議に対する回答の文書		
	第 4 2 項の報告の文書	指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当の額の総額について別段の取扱いをする場合の報告の文書	3 年	
給実甲第 1 0 1 9 号 (地域手当の運用について)	給与法第 1 1 条の 3、第 1 1 条の 4、第 1 1 条の 6 及び第 1 1 条の 7 関係第 2 項 (給与法第 1 1 条の 7 第 1 項関係第 1 項及び給与法第 1 1 条の 7 第 2 項関係第 1 項においてその例による場合を含む。) の通知の文書の写し	併任官職に係る地域手当の支給の有無の通知の文書の写し	通知する日に係る特定日以後 5 年	廃棄
	規則 9—4 9 第 1 1 条関係、規則 9—4 9 第 1 2 条関係、規則 9—4 9 第 1 3 条関係第 3 項、規則 9	地域手当の異動保障が支給される職員との権衡上必要があると認められる場合等についての協議の文	決定の効力が失われる日に係る特定日以後 5	

	一 4 9 第 1 4 条関係 又は規則 9 一 4 9 第 1 7 条関係の協議に 関する文書	書 地域手当の取扱い等 についての協議の文 書 これらの協議に対す る回答の文書	年	
給実甲第 3 5 1 号（特 地勤務手当 等の運用に ついて）	給与法第 1 3 条の 2 関係第 2 項（給与法 第 1 4 条関係第 1 項 においてその例によ る場合を含む。）の 通知の文書の写し	併任官職に係る特地 勤務手当の支給の有 無の通知の文書の写 し 併任官職に係る特地 勤務手当に準ずる手 当の支給の有無の通 知の文書の写し	通知する 日に係る 特定日以 後 5 年	廃棄
	規則第 8 条関係第 1 項の特地勤務手当及 び特地勤務手当に準 ずる手当支給調書	特地勤務手当及び特 地勤務手当に準ずる 手当支給調書	支給しな くなる日 に係る特 定日以後 5 年	
	給与法第 1 4 条関係 第 4 項、規則第 5 条 関係又はその他の事 項の協議に関する文 書	特地勤務手当に準ず る手当を 3 年を超え て支給する必要があ ると認められる者に ついての協議の文書 特地勤務手当に準ず る手当を支給される	決定の効 力が失わ れる日に 係る特定 日以後 5 年	

		職員との権衡上必要 があると認められる 場合についての協議 の文書 特地勤務手当又は特 地勤務手当に準ずる 手当の取扱い等につ いての協議の文書 これらの協議に対す る回答の文書		
給実甲第 6 6 0 号（単 身赴任手当 の運用につ いて）	規則第 8 条関係第 3 項の協議に関する文 書	単身赴任手当の認定 についての協議の文 書 当該協議に対する回 答の文書	支給要件 を具備し なくなる 日に係る 特定日以 後 6 年	廃棄
給実甲第 7 9 7 号（研 究員調整手 当の運用に ついて）	第 3 項の通知の文書 の写し	併任官職に係る研究 員調整手当の支給の 有無の通知の文書の 写し	通知する 日に係る 特定日以 後 5 年	廃棄
給実甲第 1 0 3 3 号 （広域異動 手当の運用 について）	給与法第 1 1 条の 8 関係第 4 項（同条関 係第 5 項においてそ の例による場合を含 む。）の通知の文書	併任官職に係る広域 異動手当の支給の有 無の通知の文書の写 し	通知する 日に係る 特定日以 後 5 年	廃棄

	の写し			
	規則第9条関係第1項の広域異動手当支給調書	広域異動手当支給調書	支給しなくなる日に係る特定日以後5年	
	規則第9条関係第4項の協議に関する文書	広域異動手当の取扱い等についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	決定の効力が失われる日に係る特定日以後5年	
給実甲第1078号 (本府省業務調整手当の運用について)	第2項の通知の文書の写し	併任官職に係る本府省業務調整手当の支給の有無の通知の文書の写し	通知する日に係る特定日以後5年	廃棄
給実甲第1295号 (給与法附則第8項の規定による俸給月額額の運用について)	規則第3条関係第1項第2号若しくは第3項第2号、規則第5条関係第1項第2号又は規則第7条関係第2項の承認に関する文書	令和5年旧国家公務員法において定年年齢が62歳又は63歳とされていた職員に相当する職員の承認の文書 給与法附則第8項の規定の適用を受けな	5年	廃棄

		い職員の承認の文書 これらの承認の申請 の文書		
	その他の事項第 2 項 の報告の文書	職員が給与法附則第 8 項の規定の適用を 受けないこととなっ た場合の報告の文書		
給実甲第 1 2 9 6 号 (人事院規 則 9—1 4 8 (給与法	その他の事項第 2 項 の調書等	給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による 俸給の額の算定に係 る調書	1 0 年	廃棄
附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定 による俸 給)の運用 について)	第 4 条関係第 2 項か ら第 4 項まで、第 6 条関係第 2 項から第 4 項まで、第 7 条関 係第 1 項第 2 号若し くは第 2 項第 2 号、 第 8 条関係第 1 項第 2 号若しくは第 2 項 第 2 号、第 9 条関係 第 2 項若しくは第 3 項、第 1 0 条関係第 1 項若しくは第 2 項 又は第 1 1 条関係第 1 項から第 3 項まで	給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による 俸給に係る承認の文 書 当該承認の申請の文 書	5 年	

	の承認に関する文書			
	その他の事項第1項 の通知書等の写し	給与法附則第10 項、第12項又は第 13項の規定による 俸給の額の通知の文 書の写し	通知する 日に係る 特定日以 後5年	
給実甲第1 319号 (在宅勤務 等手当の運 用につい て)	規則第8条関係第1 項の在宅勤務等手当 支給調書	在宅勤務等手当支給 調書	支給しな くなる日 に係る特 定日以後 5年	廃棄
人事院規則 10—4 (職員の保 健及び安全 保持)の運 用について (昭和62 年12月2 5日職福一 691)	第26条の2関係第 2項(3)の申出の文書 (石綿製造等(人事 院規則10—4(職 員の保健及び安全保 持)別表第4の2第 6号に規定する業務 をいう。以下同 じ。)に係るものに 限る。)	特別健康管理手帳 (石綿)の交付の申 請に係る職員の申出 の文書	40年	廃棄
	第26条の2関係第 2項(3)の申出の文書 (石綿製造等又は粉 じん作業(人事院規 則第10—4(職員の保 健及び安全保持)別 表第4の2第6号に 規定する業務をいう 。以下同じ。)に係 るものに限る。)	特別健康管理手帳 (ベンジジン等)の 交付の申請に係る職 員の申出の文書	30年	

則 10—4 別表第 4 の 2 第 3 号に規定する業務をいう。以下同じ。) に係るものを除く。)	特別健康管理手帳 (ビス (クロロメチル) エーテル) の交付の申請に係る職員の申出の文書 特別健康管理手帳 (ベリリウム) の交付の申請に係る職員の申出の文書 特別健康管理手帳 (1・2—ジクロロプロパン) の交付の申請に係る職員の申出の文書 特別健康管理手帳 (オルト—トルイジン) の交付の申請に係る職員の申出の文書 特別健康管理手帳 (3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタン) の交付の申請に係る職員の申出の文書
---	---

第 2 6 条の 2 関係第 2 項(3)の申出の文書 (粉じん作業に係るものに限る。)	特別健康管理手帳 (粉じん)の交付の申請に係る職員の申出の文書	7 年
第 2 2 条の 4 関係第 6 項の記録の文書	ストレスチェックを行った医師等が作成した結果の記録の文書	5 年
第 2 2 条の 4 関係第 7 項の分析の文書	ストレスチェックの結果に係る分析の文書	
第 2 2 条関係第 1 項の検査について記載した書面	健康診断における検査に代える検査について記載した書面	3 年
第 2 2 条関係第 1 項の検査資料	健康診断における検査に代える検査の結果を示す資料	
第 2 2 条関係第 1 項又は第 2 項の意見の文書	健康診断における検査の省略に係る健康管理医の意見の文書	
第 2 6 条関係第 3 項(5)の届出の文書	健康管理手帳所有職員に氏名の変更等が生じた場合の届出の文書	
第 2 6 条関係第 3 項(6)の申請の文書	健康管理手帳再交付申請書	

	第 2 3 条関係第 2 項 の申出の文書	指導区分の決定を受 けた者又はその家族 による指導区分の変 更に係る申出の文書	指導区分 が変更さ れる日に 係る特定	
	第 2 3 条関係第 2 項 の意見の文書	指導区分の決定を受 けた者の職場の上司 又は同僚による指導 区分の変更に係る意 見の文書	日以後 3 年	
	第 2 4 条関係第 2 項 の意見の文書	指導区分の決定又は 変更を受けた職員の 就業禁止に係る健康 管理医の意見の文書	就業禁止 期間の末 日の翌日 に係る特 定日以後 3 年	
人事院規則 1 0 — 8 (船員であ る職員に係 る保健及び 安全保持の 特例) の運 用について (昭和 5 5 年 1 月 1 0 日 職 福 一	第 7 条関係第 1 項の 意見の文書	船員の就業禁止に係 る健康管理医の意見 の文書	就業禁止 期間の末 日の翌日 に係る特 定日以後 3 年	廃棄

3)				
人事院規則 10—12 (職員の留 学費用の償 還)の運用 について	第5条関係第1項の 説明の文書の写し (留学費用を償還し なければならない者 に 係 る も の に 限 る。)	留学費用の償還に関 する制度及びその留 学のために支出する 予定である留学費用 についての説明の文 書の写し	留学費用 が償還さ れる日に 係る特定 日以後5 年	廃棄
(平成18 年6月14 日人研調一 927)	第2条関係第2項の 報告の文書	留学の内容を変更す る場合等の報告の文 書	3年	
	第5条関係第1項の 説明の文書の写し (留学費用を償還し なければならない者 に 係 る も の を 除 く。)	留学費用の償還に関 する制度及びその留 学のために支出する 予定である留学費用 についての説明の文 書の写し	留学費用 の償還を 要しない こととな る日に係 る特定日 以後3年	
人事院規則 10—13 (東日本大 震災により 生じた放射 性物質によ り汚染され た土壌等の 除染等のた	第4条関係の報告の 文書	放射線障害が生ずる おそれのある除染等 関連業務従事者があ る場合の報告の文書 放射線障害が生ずる おそれのある特定線 量下業務従事者があ る場合の報告の文書	5年	廃棄

めの業務等に 係る職員 の放射線障 害の防止） の運用につ いて（平成 23年12 月28日職 職 — 4 1 4）				
人事院規則 1 1 — 4 （職員の身 分保障）の 運用につい て（昭和5 4年12月 28日任企 — 5 4 8）	第3条関係第2項の 指定に関する文書	国際事情の調査等の 業務又は国際約束等 に基づく国際的な貢 献に資する業務の指 定の文書 当該指定の申請の文 書	指定が解 除される 日に係る 特定日以 後3年	廃棄
人事院規則 1 1 — 1 0 （職員の降 給）の運用 について （平成21 年3月18	第7条関係第3項の 通知の文書	職員を降給させる場 合の任命権者への通 知の文書	1年	廃棄

日給 2 — 2 6)				
管理監督職 勤務上限年 齢による降 任等の運用 について (令和 4 年 2 月 1 8 日 給 生 — 1 6)	第 2 の第 5 項の報告 の文書	異動期間が延長され た管理監督職に組織 の変更等があった場 合の報告の文書	3 年	廃棄
職員の勤務 時間、休日 及び休暇の 運用につい て(平成 6 年 7 月 2 7 日職職 — 3 2 8)	第 3 の第 8 項、第 4 の第 5 項又は第 1 9 の第 2 項の報告の文 書	人事院との協議をし て定めたフレックス タイム制の基準に係 る別段の定めによる 必要がなくなった場 合の報告の文書 交替制等勤務職員の 勤務時間等の特例に よる必要がなくなっ た場合の報告の文書 週休日、勤務時間を 割り振らない日、勤 務時間の割振り、週 休日の振替等、休憩 時間、休息時間、宿	3 年	廃棄

	日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定についての別段の定めによる必要がなくなった場合の報告の文書
第４の第３項の協議に関する文書	人事院と協議した交替制等勤務職員の勤務時間等の特例の変更についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書
第６の第３項の申出の文書	休憩時間変更事由届
第１０の第１６項の記録の文書	上限時間等を超えて命ぜられた超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証の文書
第１５の第２項（第１６の第３項において準用する場合を含む。）の通知の文書	介護休暇を承認した場合等の俸給の支給義務者への通知の文書 介護時間を承認した場合等の俸給の支給義務者への通知の文書

	書	
第 1 7 の第 2 項の計画表	年次休暇及び夏季休暇使用計画表	
第 1 7 の第 5 項の計画を明らかにする書類	ボランティア活動計画書	
第 1 7 の第 6 項の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類	要介護者の状態等申出書	
第 3 の第 1 4 項の申出及び判断に関する文書	勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者であることの職員からの申出の文書 当該職員を診断した医師の意見書 勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者であるかどうかの健康管理医の判断に関する文書	申出及び判断又は周知に係る勤務時間の割振り等又は週休日及び勤務時間の割振りによらなくなる日に係る
第 3 の第 1 5 項の周知の文書の写し	フレックスタイム制の基準に関する周知の文書の写し	特定日以 後 3 年
第 4 の第 4 項の報告	交替制等勤務職員の	協議を行

の文書	勤務時間等の特例を 人事院との協議を行 うことなく定めた場 合の報告の文書	うことな く定めた 週休日及 び勤務時 間の割振 りについ ての定め によらな くなる日 に係る特 定日以後 3年
第5の第7項ただし 書の周知の文書の写 し	週休日の振替等に関 する基準の周知の文 書の写し	あらかじめ 定めた 基準によ らなくな る日に係 る特定日 以後3年
第8の(2)アの施設外 勤務予定時間に係る 取決めに係る文書	施設外勤務を行う時 間の取決めに係る 文書	施設外勤 務の行わ れる日に 係る特定 日以後3 年
第10の第7項の報	超過勤務を命ずる時	報告に係

	告の文書	間及び月数の上限に係る1年の起算日を4月以外の月の初日とする場合の報告の文書	る期間によらなくなる日に係る特定日以後3年	
	第10の第11項の周知の文書の写し	他律的部署の範囲の周知の文書の写し	周知に係る部署が他律的部署でなくなる日に係る特定日以後3年	
	第18の第4項の休暇簿（写しを含む。）	異動後の各省各庁の長に送付された休暇簿	1年	
人事院規則 15—15 （非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について （平成6年7月27日	第2条関係第1項の通知の文書の写し	非常勤職員の勤務時間の内容の通知の文書の写し	3年	廃棄

職職— 3 2 9)				
人事院規則 1 7 — 2 (職員団体のための職員 の行為) の運用につ いて(昭和 4 3 年 1 1 月 6 日職組 — 9 6 1)	第 4 条関係第 2 項の 有効期間が満了した 旨等を記載した文書 の写し	専従許可を取り消す 旨又は有効期間が満 了した旨を記載した 文書の写し	通知する 日に係る 特定日以 後 3 年	廃棄
国際機関等 に派遣され る一般職の 国家公務員 の処遇等に 関する法律 および人事 院規則 1 8 — 0 (職員 の国際機関 等への派遣) の運用につ いて (昭和 4 5	規則 1 8 — 0 関係第 7 条関係第 3 項の届 出の文書	派遣職員の給与の支 払を受ける者の届出 の文書	派遣が終 了する日 に係る特 定日以後 1 年	廃棄

年 1 2 月 2 5 日 任 企 一 8 8 7)				
給実甲第 4 4 4 号（派 遣職員の給 与の支給割 合の決定等 について）	第 1 の第 3 項又は第 2 の第 6 項の協議に 関する文書	行政職俸給表(一)以外 の俸給表の適用を受 ける日本国外に在勤 する派遣職員の派遣 期間中の給与の支給 割合を決定する基準 についての協議の文 書 当該基準が定められ るまでの間における 支給についての協議 の文書 通達の規定によるこ とができない場合又 は通達の規定による ことが著しく不適當 であると認められる 場合の派遣職員の給 与の支給割合の決定 等についての協議の 文書 これらの協議に対す る回答の文書	5 年	廃棄

育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福一20）	第10の第2項又は第11の第2項の通知の文書の写し	育児短時間勤務等の内容の通知の文書の写し 任期付短時間勤務職員の勤務の形態の通知の文書の写し	3年	廃棄
	第13の第4項の通知の文書	育児時間を承認した場合等の俸給の支給義務者への通知の文書		
	第1の第10項又は第11項の承諾の文書	任期を定めて採用されること及びその任期に係る任期付職員となる者の承諾の文書 任期を定めて任用されること及びその任期に係る任期付短時間勤務職員となる者の承諾の文書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定日以後3年	
任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について（平	任期付研究員法第6条第3項及び第4項並びに規則第6条関係第3項の報告の文書	職員の号俸を2号俸以上の号俸に決定した場合の第1号任期付研究員の選考採用等実施状況報告書 職員の号俸を3号俸	5年	廃棄

成 9 年 6 月 4 日 任 企 一 1 4 9)		に決定した場合の第 2 号任期付研究員の 選考採用等実施状況 報告書	
	任期付研究員法第 6 条第 5 項及び規則第 8 条関係第 3 項の報 告の文書	任期付研究員業績手 当支給状況報告書	任期を定 めた任用 が終了す る日に係 る特定日 以後 5 年
	任期付研究員法第 3 条第 2 項及び第 4 条 第 1 項関係第 3 項又 は任期付研究員法第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項関係第 7 項 の報告の文書	採用について人事院 の承認があったもの として取り扱った場 合の第 1 号任期付研 究員の選考採用等実 施状況報告書 職員を採用した場合 の第 2 号任期付研究 員の選考採用等実施 状況報告書	任期を定 めた任用 が終了す る日に係 る特定日 以後 3 年
	規則第 4 条関係の状 況報告書	人事院規則 2 0 — 0 第 4 条の規定による 異動の状況報告書	
	規則第 9 条関係第 2 項の報告の文書	第 1 号任期付研究員 を裁量業務に従事さ せた場合の報告の文	

		書		
国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）	官民人事交流法第8条関係第3項の交流派遣の期間の延長に係る事項を記載した書類	交流派遣の期間の延長について人事院の承認があったものとして取り扱った場合の報告書	人事交流が終了する日に係る特定日以後3年	廃棄
	官民人事交流法第19条関係第3項の任期の更新に係る事項を記載した書類	交流採用に係る任期の更新について人事院の承認があったものとして取り扱った場合の報告書		
	規則第34条関係第3項及び規則第44条関係第3項の計画の変更に係る事項を記載した書類	交流派遣の実施に関する計画の変更について人事院の認定があったものとして取り扱った場合の報告書 交流採用の実施に関する計画の変更について人事院の認定があったものとして取り扱った場合の報告書		
	規則第34条関係第4項及び規則第44条関係第4項の同意	交流派遣の実施に関する計画の変更に係る交流派遣職員の同		

	の文書の写し	意の文書の写し 交流採用の任期の更新に係る交流採用職員の同意の文書の写し		
任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企―590）	任期付職員法第7条第2項及び第3項並びに規則第6条関係第3項の報告の文書	特定任期付職員の任期の中途において新たにその者の号俸を決定した場合の報告の文書	5年	廃棄
	任期付職員法第3条及び規則第2条関係第5項若しくは第8項、任期付職員法第4条第1項及び第5条第1項関係第4項又は任期付職員法第6条関係第3項の実施状況報告書	任期付職員の採用、任期の更新又は他の官職への任用について人事院の承認があったものとして取り扱った場合の実施状況報告書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定日以後3年	
	任期付職員法第3条及び規則第2条関係第10項の承諾の文書	任期を定めて採用されること及びその任期に係る任期付職員となる者の承諾の文書		
検察官その他の職員の	規則第13条関係第2項の協議に関する	第11条派遣職員に係る派遣前給与の年	5年	廃棄

法科大学院 への派遣の 運用につい て（平成1 5年10月 1日人企一 825）	文書	額の算定についての 協議の文書 当該協議に対する回 答の文書		
配偶者同行 休業の運用 について （平成26 年2月13 日職職一4 0）	第2の第8項の届出 の文書	配偶者同行休業の期 間中に配偶者の職業 等に変更を生じるこ ととなった場合の届 出の文書	配偶者同 行休業が 終了する 日の翌日 に係る特 定日以後 3年	廃棄
	第5の第1項の承諾 の文書	任期を定めて採用さ れること及びその任 期に係る任期付職員 となる者の承諾の文 書	任期を定 めた任用 が終了す る日に係 る特定日 以後3年	
職員の公益 社団法人福 島相双復興 推進機構へ の派遣の運 用について	規則第10条関係第 1項の協議に関する 文書	福島相双復興推進機 構に派遣された職員 に係る派遣前給与の 年額の算定について の協議の文書 当該協議に対する回	5年	廃棄

(平成29年5月19日人企一496)		答の文書		
職員の令和七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について (令和元年5月23日人企一60)	規則第10条関係第1項の協議に関する文書	国際博覧会協会に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	5年	廃棄
職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の運用について	規則第10条関係第1項の協議に関する文書	福島イノベーション・コースト構想推進機構に派遣された職員に係る派遣前給与の年額の算定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	5年	廃棄

て（令和 2 年 6 月 1 2 日 人企一 5 9 7）				
職員の令和 九年国際園 芸博覧会特 措法第 2 条 第 1 項の規 定により指 定された国 際園芸博覧 会協会への 派遣の運用 について （令和 4 年 6 月 2 4 日 人企一 7 9 1）	規則第 1 0 条関係第 1 項の協議に関する 文書	国際園芸博覧会協会 に派遣された職員に 係る派遣前給与の年 額の算定についての 協議の文書 当該協議に対する回 答の文書	5 年	廃棄

備考

- (1) 人事管理文書の区分の欄に掲げる文書には、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びに添付されたものを含むものとする。
- (2) 人事管理文書の区分の欄の「承認に関する文書」、「協議に関する文書」、「指定に関する文書」又は「認定に関する文書」とは、それぞれ承認の文書及び当該承認の申請の文書、協議の文書及び当該協議に対する回

答の文書、指定の文書及び当該指定の申請の文書又は認定の文書及び当該認定の申請の文書をいう。

- (3) 保存期間の欄の「特定日」とは、規則第3条第3項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると行政機関等（規則第3条第1項に規定する行政機関等をいう。）の長が認める場合にあっては、その日）をいう。
- (4) 人事管理文書の例の欄は例示である。
- (5) この表に掲げる人事院事務総長通知の規定の例によるものとされ、又は例に準ずるものとされている場合に係る人事管理文書については、同表の規定の例による。